平成２２年（フ）第３８号
千葉県銚子市外川台町10537番地
債務者　田中　昭二
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永嶋久美子
4　破産債権の届出期間　平成22年７月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年９月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１９６号
岐阜市中473番地47
債務者　川上　一郎
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　裕之
4　破産債権の届出期間　平成22年７月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年９月９日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６５１号
東京都国立市谷保5945番地の１ル・ヴェールB101
債務者　大河内正治
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸塚　　晃
4　破産債権の届出期間　平成22年６月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年９月15日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６５２号
東京都国立市谷保5945番地の１ル・ヴェールB101
債務者　大河内雅代
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸塚　　晃
4　破産債権の届出期間　平成22年６月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年９月15日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６６６号
神奈川県相模原市南区相模台５丁目４番13号
債務者　遠藤　増正
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　雅弘
4　破産債権の届出期間　平成22年６月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年９月16日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３３９号
千葉県野田市木野崎1758番地の13
債務者　利根川明久
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　晋
4　破産債権の届出期間　平成22年６月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年９月24日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３６３号
千葉県四街道市四街道２丁目26番38―710号、住民票上の住所千葉県松戸市常盤平５丁目11番地の23　インシュランスビル301号
債務者　草㑹　昭策
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大川　芳範
4　破産債権の届出期間　平成22年６月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年９月24日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６９７号
東京都東大和市蔵敷３丁目862番地の２ニューベルヴェ202
債務者　今泉　和正
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩島のり子
4　破産債権の届出期間　平成22年６月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年９月24日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７２０号
広島市安佐南区西原２丁目22番16―603号
債務者　田村　　元
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　陽
4　破産債権の届出期間　平成22年６月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月１日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６９号
北海道伊達市山下町138番地64　コアハウス伊達202号、前住所北海道伊達市旭町26番地28
債務者　石田　　治
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平松　桂樹
4　破産債権の届出期間　平成22年７月１日まで
5　一般調査期間　平成22年７月20日から平成22年８月２日まで
6　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第４３０号
兵庫県尼崎市名神町１丁目11番１―401号
債務者　木戸　康文
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長城　紀道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４３６号
兵庫県西宮市老松町18番５―414号
債務者　中村　　明
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝崎　准一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月29日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２６号
兵庫県洲本市新村18番地20
債務者　的場やす子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　稔規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第４２８号
兵庫県尼崎市三反田町２丁目11番15―112号、前住所兵庫県尼崎市三反田町２丁目18番１―307号
債務者　宇野　睦美
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　吉彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月29日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１５号
広島県三次市十日市中２丁目15番25号
債務者　髙岡　幸都
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂下　宗生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
広島地方裁判所三次支部